

議事日程(第3号)

令和6年7月4日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第33号議案 令和6年度中間市一般会計補正予算(第2号)  
(日程第1 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 第34号議案 水槽付消防ポンプ自動車の購入について  
(日程第2 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 第35号議案 中間市道路線の廃止について
- 日程第 4 第36号議案 中間市道路線の認定について
- 日程第 5 第37号議案 中間市道路線の変更について  
(日程第3～日程第5 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 意見書案 離婚後「共同親権」を導入する民法改正の再考を求める意見書  
第 4 号 見書  
(日程第6 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 意見書案 次期主力戦闘機輸出解禁に反対する意見書  
第 5 号  
(日程第7 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 意見書案 地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書  
第 6 号  
(日程第8 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 決議案第1号 福田浩中間市長に対する辞職勧告決議  
(日程第9 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第10 会議録署名議員の指名

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員(16名)

1番 小林 信一君	2番 堀田 克也君
3番 田口 善大君	4番 蛙田 忠行君
5番 柴田 芳信君	6番 田口 澄雄君

7番	山本 慎悟君	8番	安田 明美君
9番	掛田るみ子君	10番	中尾 淳子君
11番	阿部伊知雄君	12番	大和 永治君
13番	柴田 広辞君	14番	下川 俊秀君
15番	井上 太一君	16番	中野 勝寛君

---

欠席議員（0名）

---

欠 員（0名）

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	……………	福田 浩君	副市長	……………	田代 謙介君
教育長	……………	蔵元 洋一君	総務部長	……………	後藤 謙治君
未来創造部長	………	井上 篤君	未来創造部参事	…	村上 智裕君
市民部長	……………	北原 鉄也君	保健福祉部長	………	冷牟田 均君
福祉事務所長	………	岩切 伸一君	教育部長	……………	清水 秀一君
建設産業部長	………	白石 和也君			
環境上下水道部長	……………				亀井 誠君
消防長	……………	高野 智宏君	総務課長	……………	久野 朋博君
財政課長	……………	持田 将一君	企画課長	……………	佐野 耕二君
こども未来課長	…	松原 邦加君	健康増進課長	………	八汐 雄樹君
建設課長	……………	小土井 崇君	学校教育課長	………	船元 幸徳君
消防本部次長	………	上本 聡君	消防総務課長	………	波多野暢俊君
消防予防課長	………	重光 孝彦君			

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	志垣 憲一君	書 記	熊谷 浩二君
書 記	山本 和美君	書 記	黒川美寿穂君

---

午前10時00分開議

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は、省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

---

**日程第1. 第33号議案**

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第1、第33号議案、令和6年度中間市一般会計補正予算（第2号）を議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長（堀田 克也君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第33号議案、令和6年度中間市一般会計補正予算（第2号）のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、歳入の主なものとして、県支出金におきましては、地域スポーツクラブ活動体制整備事業事務委託金として316万9,000円が計上されています。

次に、歳出の主なものとして、総務費におきましては、旧中央公民館建物解体工事に6,950万円が計上されるとともに、工期が来年度に及ぶ見込みであることから、総額1億3,900万円の継続費が設定されています。

また、財源調整のため、財政調整基金積立金が1億520万5,000円減額されています。

教育費におきましては、部活動の指導体制の充実及び教職員の負担軽減、また、部活動の地域移行を目的として、部活動指導員の配置及び地域クラブ指導員への謝金等の経費として合計617万7,000円が計上されています。

予備費におきましては、財源調整のため4,770万7,000円が減額されています。

以上により、歳入歳出それぞれ2億9,132万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ192億6,436万6,000円とするものです。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第33号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、歳入として、諸収入において、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種助成金に7,497万3,000円が計上されています。

次に、歳出の主なものとして、民生費において、現行の健康保険証が本年12月2日で廃止となることに伴い、情報連携による資格確認を可能とするため、子ども医療システム及び重度障害者医療システム改修委託料にそれぞれ26万4,000円が計上されています。

また、衛生費において、新型コロナウイルスワクチンの接種につきまして、これまでの特例臨時接種が終了し、今年度から定期接種となることに伴い、予防接種委託料に1億1,407万9,000円が計上されています。

討論において、「健康保険証のマイナンバー化は利用率も減っており、トラブルの頻発が報告され、ますます不安の声が広がっていることから、健康保険証の従来どおりの継続を求めて反対する」との意見がありました。また、「マイナンバーカードによる保険証の代用については、市民がマイナンバーカードを使うことによる良好さを実感するような制度や中身に変えていくことを要望し、意見を付して賛成する」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第33号議案は賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

#### ○議長（中野 勝寛君）

次に、田口善大産業消防委員長。

#### ○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第33号議案、令和6年度中間市一般会計補正予算（第2号）のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、歳入の主なものとして、国庫支出金におきましては、道路メンテナンス事業補助金として1億1,665万5,000円が計上されております。

市債におきましては、土木債として、社会資本整備総合交付金事業に9,340万円が計上されております。

次に、歳出の主なものとして、土木費におきましては、通谷地区の歩道橋の老朽化対策として、歩道橋を撤去し、歩道の新設する方針となっておりますが、撤去後の踏切横断に係る安全対策が不十分であることから、歩道橋を補修する方針に変更され、関連する経費として通谷横断歩道橋補修業務委託料に2億1,000万円が計上されるとともに、橋

りょう改修工事実施設計等委託料に1,633万5,000円、通谷電停付近通学路等安全警備業務委託料に1,480万3,000円の総額2億4,113万8,000円が計上されております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口議員。

○議員（6番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。第33号議案、令和6年度中間市一般会計補正予算（第2号）について、反対意見を申し述べます。

この補正予算では、子ども医療と重度障がい者医療システムの改修委託料が計上されています。説明では、今年12月2日の健康保険証の廃止に伴うもので、該当者の資格確認のためにシステムの改修を図るというものです。

健康保険証のマイナンバー化については、トラブル続きであり、利用率も7%程度と低迷し続けています。また、医療現場である全国保険医団体連合会からも、トラブルの頻発が報告をされ、不安の声が広がっています。

このような状況下での、今回のこの補正であります。健康保険証の従前どおりの継続を求める立場から、この補正予算案については反対をいたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第33号議案、令和6年度中間市一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案を委員長の報告のとおり決することについての賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、第33号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

## **日程第2. 第34号議案**

### **○議長（中野 勝寛君）**

次に、日程第2、第34号議案、水槽付消防ポンプ自動車の購入についてを議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。

田口善大産業消防委員長。

### **○産業消防委員長（田口 善大君）**

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第34号議案、水槽付消防ポンプ自動車の購入についての審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

現在、消防本部に配備されております水槽付消防ポンプ自動車は、平成16年に購入し、登録から20年が経過しており、車両及び消防ポンプ等の附属機械器具の経年劣化による不具合が年々増加している状況であることから、消防活動能力の向上及び各種災害への的確な対応を図るために、最新の機械器具を装備した水槽付消防ポンプ自動車を購入することとしております。

消防ポンプ自動車購入に係る請負契約につきましては、5月23日に8社による指名競争入札が実施され、株式会社ハッセイが7,392万円で落札しております。

これにより、同日付けで同社と仮契約を締結しているところです。

討論において、「全国的にも、消防車両の入札価格は様々であるため、今後も契約内容の透明性をより高めていただくことを要望し、意見を付して賛成する」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

### **○議長（中野 勝寛君）**

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

### **○議長（中野 勝寛君）**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

### **○議長（中野 勝寛君）**

討論なしと認めます。

これより、第34号議案、水槽付消防ポンプ自動車の購入についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告

のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第34号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第3. 第35号議案

日程第4. 第36号議案

日程第5. 第37号議案

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第3、第35号議案から日程第5、第37号議案までの市道路線3件を一括議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。

田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長(田口 善大君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第35号議案、中間市道路線の廃止について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回廃止される路線は、中鶴19号線から中鶴22号線及び中鶴24号線、中鶴55号線の6路線であります。

この路線につきましては、現在実施している中鶴地区建替事業の事業区画内にありますところ、既存の公営住宅の解体工事と時期を同じくして、道路としての設備を除却する予定となっております、一般交通の用に供する必要がなくなったことから廃止するものです。

次に、第36号議案、中間市道路線の認定について申し上げます。

今回認定される路線は、御座ノ瀬3号線、御座ノ瀬4号線の2路線であります。

この2路線につきましては、上底井野地内の開発行為に伴い、本市が当該道路用地の帰属を受けることから、市道として認定するものです。

次に、第37号議案、中間市道路線の変更について申し上げます。

今回変更される路線は、中鶴17号線、中鶴18号線、中鶴23号線、中鶴25号線の4路線であります。

この4路線につきましては、先ほど第35号議案でご提案しました6路線と同様に、中鶴地区建替事業の事業区画内にありますところ、それぞれその一部について、既存の公営住宅の解体工事と時期を同じくして、道路としての設備を除却する予定となっております、当該部分については、今後、一般交通の用に供する必要がなくなったことから、変更するものです。

以上が、当委員会に付託されました市道路線3件の議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第35号から第37号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の

報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、第35号議案から第37号議案までの市道路線3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第35号議案、中間市道路線の廃止についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第35号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第36号議案、中間市道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第36号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第37号議案、中間市道路線の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第37号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第6. 意見書案第4号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第6、意見書案第4号、離婚後「共同親権」を導入する民法改正の再考を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄議員。

○議員（6番 田口澄雄君）

意見書案第4号、離婚後「共同親権」を導入する民法改正の再考を求める意見書案について、提案理由を申し述べます。

離婚後「共同親権」を導入する民法改定は、5月17日の参議院本会議で可決をされました。

この法律の最大の問題は、離婚父母の合意がなくても、裁判所が共同親権を認め得る点です。これでいくと、仮に一方はそれを拒否しても、裁判所の判断で認めることもあり、別居している親の干渉支配の復活、また、それを継続する手段となり得ることになり、子の権利や福祉の阻害要因となる危険性が高まります。

DVや虐待は、往々にして密室で行われることが多く、証拠の証明が難しいものです。これを人手不足の家庭裁判所が、忙しくて時間もない中で調査を行います。十分な調査が行われるとは限りません。実態の反映のない結果を押しつけることにもなりかねません。

また、危惧されるのは、医療行為における双方の同意です。緊急を要する場合は命の危険性もあります。訴訟を恐れて医療機関が医療行為を控える事態も予測されます。それ以外にも、子どもに関わることで、親双方の意見の食い違いによるそごも起こり得ます。

親権と言われますが、この親権という言葉の概念自体が、戦前からのものであり、子どもの立場からの権利についての規定とすべきです。子どもの意見表明権等の子どもの気持ちに寄り添った判断が必要なのではないでしょうか。そのためにも、子ども抜きで行われる大人の都合での共同親権は導入すべきではありませんでした。

既に法律は成立していますが、今後のためにも再考すべきだと思います。

以上のことを求めて、意見書を提出いたします。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第4号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。中尾議員。

○議員（10番 中尾 淳子君）

離婚後「共同親権」を導入する民法改正の再考を求める意見書案について、公明党中間市議団を代表し反対討論を行います。

父母が離婚しても、子どもが最善の利益を得られる環境を整えるため、離婚後も父母双

方に子どもの親権を認める共同親権を導入する民法改正が、5月17日の参議院本会議で与野党の賛成多数で可決、成立いたしました。

これにより、離婚後は父母のどちらかが親権を持つ単独親権に限定する規定が77年ぶりに見直され、父母双方が親権を持つ共同親権も選択できるようになりました。

どちらを選ぶかは、父母の協議で決めますが、合意できなければ家庭裁判所が判断します。

DV等で別居した場合、加害者の干渉支配が復活・継続し、子の権利や福祉が大きく損なわれる危険性があると意見書の中にありますが、家庭内暴力、DVや虐待などの恐れがある場合、家庭裁判所は単独親権としなければならない。ほかにも肉体的、精神的、経済的に相手を追い込む行為も、家庭裁判所は単独親権と判断します。

家族の在り方が多様化する中、親が離婚した未成年の子どもは毎年10数万人に上り、子どもは父母の離婚に直面しています。

単独親権以外の選択肢をふやすことは、家庭や子育ての在り方などが多様化する中で必要な改革であります。

そして、最優先すべきは子どもの利益にほかなりません。

医療行為を控える事態とありますが、緊急手術など急迫の事情がある場合は、看護する親だけで決められます。

政府は今後、より明確化させる方針です。家庭裁判所の人的・物的体制が不十分との指摘がありますが、公明党も同じ問題意識のもと、家裁の体制強化を訴えた結果、最高裁判所は、家事調停にあたる家事調停官を弁護士から任命し、体制強化及び機能向上につなげる方針を示しました。

「子ども自身の意見が反映されないことも問題となっています」とありますが、公明党は、子どもの意見が尊重されるように、支援の在り方を議論する関係府省庁間連絡会議の設置を提案し、政府は近く会議を設置し、開催されます。

以上の理由により、共同親権を導入する民法改正の再考を求める意見書案には反対いたします。

#### ○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。柴田芳信議員。

#### ○議員（5番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。意見書案第4号、離婚後「共同親権」を導入する民法改正の再考を求める意見書案に賛成の立場で討論に参加いたします。

離婚後も父母双方が子どもの親権者となる共同親権を導入する改定民法が5月17日の参議院本会議で、自民・公明・立憲・維新・国民等の賛成で可決成立いたしました。

真摯な合意がないのに親権の共同行使を行えば、別居中の親による干渉支配が復活、継続する手段となり、子の権利や福祉が損なわれる危険が否定できません。

日本産婦人科学会など4学会が共同親権の導入で、命、身体の保護に必要な医療の実施が不可能となったり遅延したりします。

親権者のいかなる同意が必要かの判断がつかず、医療機関が訴訟リスクを恐れて医療行為を控える事態を招くことはあってはなりません。

法改正のためには、子どもを主体とした親権の再定義、子どもの意見表明権の明記、裁判官、調査官の大幅な増員など、家庭裁判所の体制強化が不可欠ではないでしょうか。

当事者間に合意のない共同の強制は、個人の尊厳を最も大切な価値とする憲法との整合性が問われると判断し、追い詰められ、苦しんできた多くのDVや虐待被害者がつながりはじめ、諦めるわけにはいかないという声が、今、全国で沸き起こっていますし、個人の尊厳に依拠した、あるべき家庭法制への転換こそ今求められているのではないのでしょうか。

よって、意見書案第4号、離婚後「共同親権」を導入する民法改正の再考を求める意見書案について賛成といたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第4号、離婚後「共同親権」を導入する民法改正の再考を求める意見書を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本意見書案を原案のとおり決することに賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7. 意見書案第5号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第7、意見書案第5号、次期主力戦闘機輸出解禁に反対する意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。柴田芳信議員。

○議員（6番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。意見書案第5号、次期主力戦闘機輸出解禁に反対する意見書の趣旨説明を行います。

政府は、本年3月26日に昨年末に合意した日英伊の共同開発による次期主力戦闘機を開発当事国以外の他国にも輸出しうるものとするために、防衛装備移転3原則の運用指針

を改定する旨閣議決定しました。

日英伊3か国の共通の狙いは、第6世代の戦闘機を作ろうということであります。第6世代の定義は、まだ決まっておりませんが、第5世代は相手のレーダーに映りにくくするステルス性などが特徴でした。第6世代は、第5世代の能力に加えて、無人機との連携能力と各国は言っています。

この第6世代ジェット戦闘機は、戦闘機の概念的な分類の一つであります。2020年現在で最新鋭の第5世代ジェット機よりもさらに先進的な設計とされております。

従来は、短期完結型の設計でありましたが、第6世代からは、短期性能向上に加えて、クラウドシューティングという機能が実現をし、複数の兵器を組み合わせる最適に活用するための部隊全体の情報処理能力も重視されるようになっております。

例えば、米国では無人機が有人戦闘機を守ることを主眼にしようとしています。有人戦闘機の様々な行動を無人機の人工知能、AIがどんどん学習し、こう行動すべきだと判断することが想定されます。有人戦闘機が敵に狙われている際に守ったり、おとりのような役割をしたりするのが初歩的なものだとも言われております。

1976年に三木政権が表明をしました武器輸出三原則は、国際紛争を助長しないとの理念に基づき、事実上武器輸出を全面禁止し、1981年には衆・参両院本会議が同三原則の厳格な運用を求める決議を全会一致で可決しました。

にもかかわらず、岸田政権は次期戦闘機の第三国輸出という歴史的暴挙を、国会を無視し、自民党、公明党の協議と一片の閣議決定で強行しました。議会制民主主義をも踏みにじるものであり、断じて認めることはできません。

憲法の恒久平和主義の理念に明らかに反するものであります。たとえ国会審議を経たとしても、明らかに憲法違反である決定を一内閣の閣議決定によって行ったことは断じて許されるものではありません。

明白な殺傷兵器である戦闘機を広く輸出することを認めた今般の閣議決定は、明らかに憲法の理念に適合しないものであり、これまでも増して憲法の徹底した恒久平和主義の原理に反するものであるから、これに強く反対をし、撤回を求めるものであります。

多くの皆さんの賛同をお願いし、意見書案第5号、次期主力戦闘機輸出解禁に反対する意見書の趣旨説明を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第5号については、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

討論なしと認めます。

これより、意見書案第5号、次期主力戦闘機輸出解禁に反対する意見書を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本意見書案を原案のとおり決することに賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長(中野 勝寛君)

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第8. 意見書案第6号

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第8、意見書案第6号、地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。掛田るみ子議員。

○議員(9番 掛田るみ子君)

公明党の掛田るみ子です。地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書案の趣旨説明を行います。

こども誰でも通園制度は、親が就労していなくても、月一定時間まで時間単位で子どもを保育園等に預けられる新たな子育て支援の給付制度です。

子育て家庭の多くが孤立した育児の中で不安や悩みを抱えていることから、全ての子どもの育ちの応援と、全ての子育て家庭の働き方やライフスタイルに関わらない形での支援の強化が狙いになります。

令和5年度から各地で試行的な事業が行われており、令和7年度に法制度化し、令和8年度には全国自治体での実施を目指しています。具体的な制度設計に当たり、地域の実情に合わせた特段の取組を政府に求めるものです。

一つ、実施事業所が不足する地域では、十分な受入れ先を確保するため、財政措置を含む支援策を講じること。一つ、月10時間としている利用時間の上限を自治体によってふやせるようにすること。一つ、家庭と異なる経験や、家庭以外と関わる機会をつくるため、障がい児や医療ケア児を受け入れられるようにすること。一つ、こども誰でも通園制度と

あわせ、重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること。

以上、議員各位のご賛同をお願いし、趣旨説明を終わります。

**○議長（中野 勝寛君）**

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本慎悟議員。

**○議員（7番 山本 慎悟君）**

意見書案第6号、地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書についてお尋ねいたします。

現在、一時保育を各保育所が行っていますが、こども誰でも通園制度と一時保育の違いを具体的に教えてください。

また、保育時間について調べたところによりますと、一時保育は、週3日が限度で、午前9時から午後5時まで、最大8時間預けることができます。

ところが、こども誰でも通園制度に係る意見書では、1か月に10時間という利用時間の上限をふやすという内容ですが、利用時間だけでも大きな違いがあります。預ける保護者も受け入れる園も大変だと思います。時間の上限をふやすには、制度をどのように改善していけばよいのか、お尋ねいたします。

また、一時保育とこども誰でも通園制度の違いを併せてお聞きしたいと思います。

**○議長（中野 勝寛君）**

掛田議員。

**○議員（9番 掛田るみ子君）**

確かに、山本議員がおっしゃるように、一時保育が現在ございます。これは補助制度です。親を助けるための制度であります。緊急なお出かけとか育児疲れのときに、親の事情に合わせて子どもを預ける制度となっております。3歳未満が1日2,000円、3歳以上が1日1,500円で預けられております。

この誰でも通園制度は給付事業になります。これは、子どもの育ちを中心に据えた施策であり、親の助けというよりも、子どもが健やかに育つように、便宜を図るという意味合いがございます。

こども家庭庁ができ、こどもまんなか社会の実現を政府は目指しており、これは大きな施策の方向転換になる事業でございます。一時保育は、多分そのまま残っていくのではないかとこのように思っております。

当たり前に、子どもが、家庭だけではなく多くの子どもたちと接しながら育っていけるようにという配慮のもとでの制度になります。

細かい制度設計については、後日また報告いたしたいと思います。

もう一つ、すいません。もう一つなんでしたかね……。 (発言する声あり)

今のそれですね。それだけでよろしいでしょうか。以上でよろしく願いいたします。

**○議長（中野 勝寛君）**

よろしいですか。山本議員。

**○議員（7番 山本 慎悟君）**

一時保育の場合はですね、基本的には自治体が行っています。そして、こども誰でも通園制度は、国が行う制度です。利用時間と目的、年齢、料金、全てが違うわけです。

この制度をどう改善していくのか分かる範囲で、掛田議員、ちょっと教えていただきたいと思います。

**○議長（中野 勝寛君）**

掛田議員。

**○議員（9番 掛田るみ子君）**

それに関しては、今、試行的な事業を行っておりますから、今後の制度設計の中で行われていくことと思っております。

**○議長（中野 勝寛君）**

山本議員。

**○議員（7番 山本 慎悟君）**

では、次の質問に移りたいと思います。

こども誰でも通園制度では、障がいのある子どもや、医療的にケアが必要な子どもを受け入れるようにするとされていますが、昨今の保育士不足の問題が起こっている中、障がいのある子どもを受け入れた場合、保育士や看護師の人員確保や財政面について、議員としてどのように取り組んでいくのですか、お尋ねいたします。

また、市内の施設の状況につきましては、少なくとも把握をされていると思いますが、市内の現状を分かる範囲で教えていただきたいと思います。

**○議長（中野 勝寛君）**

掛田議員。

**○議員（9番 掛田るみ子君）**

市内には、今、8園ございます。確かに、保育士不足で、実際預けられるにもかかわらず、保育士がいなくて人数を拡充することができないという現状があることも知っております。

ただ、これは国の大きな方向転換でありまして、ちょうど学校はですね、インクルーシブ教育で、特別支援の子も、また、医療ケア児も学校が受け入れるようになりました。

本当にできるんだろうかと私自身も思いましたが、中間市はちゃんと看護師を配置し、教室にエアコンを付けたりとか、トイレ等改築したりとかしてですね、本当に一人の子どものために、しっかりと教育環境を整えております。国も、そういうことを望んでいるのだと思っております。

ただ、人的な状況については、議員の懸念していることは、私も同じように感じております。一定の保育士の資格を持たなくても、一時保育とか、様々国とか県の研修がありま

すけど、子育て支援の研修を受けた方を配置して、保育をするということができるようになっておりますので、今後そういった形で補充していくのではないかと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

山本議員。

○議員（7番 山本 慎悟君）

では、最後の質問に入りたいと思います。

現在、一時保育を各保育所が行っていますが、あえて、こども誰でも通園制度を今回打ち出している理由は何でしょうか。

そもそも、一時保育の子どもとこども誰でも通園制度は同時に活用されるのでしょうか。それとも、どちらかの制度に移行されるのでしょうか。

なぜ私がこのような質問をするかといいますと、一つの保育所に一時保育の子どもとこども誰でも通園制度の子どもが2人同時に利用した場合、現場は混乱すると思います。

その場合、保育所の受け入れ方と対応の仕方をお尋ねいたします。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（9番 掛田るみ子君）

先ほども申し上げましたけども、根本的な考え方の違いがございます。

一時保育は、多分そのまま残っていく制度だというふうに私個人は思っております。

誰でも通園制度は、子どもに、そういった子どもたちと触れ合う機会を与えるということでございます。

今、0歳から2歳児の半数は家庭で保育されてるという状況があるようで、そういった子どもたちが、少しでも多くの子どもたちと触れ合いながら、社会とつながりながら育っていくという方向性で打ち出したものですので、まだ未知数ですので、私自身もどのように展開していくのかということには、申し訳ありませんが答えできません。

○議長（中野 勝寛君）

山本議員。

○議員（7番 山本 慎悟君）

しっかり検証しながらですね、やっていただきたいと、そのように思います。

一時保育の場合は、私が言いたいのは、こども誰でも通園制度を同時に預かるわけですね。そのときに、この人が、一時保育ですよ、例えば、こども誰でも通園制度の人が来たときに、一時保育と誰でも通園制度の子どもが同時に入ったときに、保育士の人たちが非常に混乱すると思うんです。この人が一時保育で、この人が誰でも通園制度の子どもと、この人は1時間、この人は5時間預かりますと、20人おったときの、その対応の仕方がですね、非常に難しいと思うんですよ。番号か何かつけるとかしないと非常に分からないと思うんですよ。

1か月に1時間しか預かれない、それか2時間しか預かれない子どもは、園の先生がその子どもを確認するのが非常に難しいわけですよ。毎日来ると、子どもが確認します、この子は1時間やなとか。その制度をですれしっかり確立してないとなかなか難しいのではないかと思うんですね。その区別といいますかね、それをどう考えとるか……。

○議長（中野 勝寛君）

ちょっとすいません。3回の質疑のやりとりでしてますけれども……。

最後に、山本議員。

○議員（7番 山本 慎悟君）

ちょっと最後に私のほうから……。

掛田議員、どうもありがとうございました。

こども誰でも通園制度は、国が進めており、一時保育は各自治体が主体となっています。この制度は、国や自治体の方向性や内容等、もっと吟味する必要があるのではないかと思います。

幅広く子どもや家庭を支援していくことが大切です。利用したいと思う保護者が、いつでもどこでもどなたでも安心して受け入れられるような制度であることを望みます。

○議長（中野 勝寛君）

よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第6号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄議員。

○議員（6番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。意見書案第6号、地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書案に反対意見を申し述べます。

この制度は、子ども・子育て支援法の中に組み込まれました。保護者の就労に関係なく、6か月から2歳までの乳幼児を保育機関と直接契約で、アプリでやりとりしながら、乳幼児を一時的に預けることができる制度です。

制度として、就労の有無に関係なく社会全体として子育てに当たるという点では、導入されたことは世界の流れからしても賛成です。

しかし、問題はその中身です。

一つ目に、公的役割を放棄して企業の参入を図っている点です。企業の参入の目的は、よりよい保育ではなく、あくまでも利潤追求です。その結果、保育の質に問題が生じる危険性があります。

二つ目に、アプリでの予約に見られるように、事前面談もなく、保育士資格を持たない人が子どもを見るという点です。命の危険性がありますし、何よりも子どもたち自身が不安であり心配です。

また、営利を目的とした企業が実施する結果、現場の保育者に負担を強いて、さらなる人手不足に陥る危険性があるということも危惧をされます。

さらに問題なのは、公的医療保険料に新たな負担を求めていることです。特に、高齢者への新たな負担は、今でも各種公的保険で高い保険料を払わされ、大変な生活を強いられている中で、さらなる生活圧迫の要因となります。

また、この制度自体が、若者と高齢者の新たな対立を生み出す要因ともなります。しかも、制度を充実させようとすればするほど保険料が上がり、負担がふえるという悪循環になります。

令和5年度から、各地で試行的な実施がされ、令和7年度に法制度化し、令和8年度には全自治体で実施の運びのようですが、試行といっても余裕のある事務所が行っているにすぎず、実際に運用される段階では、試行では予測できない事態も起こり得ます。

むしろ、こうしたやり方ではなく、世界でも低位にある現行の公的保育制度の内容面での充実と制度の拡充こそ今進めるべき方向ではないでしょうか。

よって、この意見書案については反対といたします。

#### ○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。田口善大議員。

#### ○議員（3番 田口 善大君）

中間クラブの田口善大です。意見書案第6号、地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書について、反対討論をいたします。

幅広く子どもや家庭を支援していくことは、とても大切なことだと思いますが、今回、私が反対討論を行う理由としては、この制度は曖昧であり、しかも、施設や保育士にかなりの負担が生じるような本意見書には賛同できないものであります。

全国的に、どこの施設も保育士不足に悩んでいます。その理由に、労働環境があります。潜在的には、多くの有資格者がおられることは承知していますが、ともすれば、3Kや6K職場と言われ、現状の環境では就業に結びついていないのが実情です。

そこに、今回の意見書では制度拡充を求めており、施設や保育士に対して、さらに負担を強いる内容になっていると言わざるを得ず、これでは、労働環境がさらに悪化するとともに、保育の質の低下を招くことを大変危惧しています。

中でも、弱い立場にある現場の保育士さんたちに対して、全てを押しつけているようにしか思えてなりません。

方針には大賛成ですが、中身の考え方には反対です。預ける側と受け入れる側の双方がウィンウィンの関係となるように制度を構築しなければ、需給バランスが崩れ、必ずきしみが生じてしまいます。

それは、本市で起きた3年前の悲しい出来事をはじめ、全国的にも報道されている保育に関わる事件、事故が物語っているのではないのでしょうか。もう二度と繰り返してはいけません。我々はもっと真剣に向き合うべきです。

本市は、国や県に対して要望することができる立場にあるのではないのでしょうか。例えば、受入れ施設と保育士にインセンティブを与えること、また、区別がつきにくい2制度を同時並行的に行うのではなく、今ある一時保育制度を発展させる形で制度設計を行うなど、施設、保育士、保護者、子どもたちが混乱することのないよう、受け入れる側のことももっと考えるべきです。特に、働き手の保育士の負担増とならない対策を十分に踏まえた制度にすることを国に要望すべきです。

私も2人の子どもの父親です。子育て政策の充実には大賛成です。この取組は、決して否定しているわけではありませんが、一方的に理想論を押しつけ、施設や保育士を振り回しているようにしか思えない制度には、賛同できません。必ず現場の皆さんに無理が生じてしまいます。

働き方改革が求められている中、逆行するような本意見書には反対であります。保護者と子どもたちの命を守るために、現場の皆さんに負担を押しつけるようなことのないよう強く要望いたしまして、終わります。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第6号、地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本意見書案を原案のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成少数であります。よって、意見書案第6号は否決されました。

## 日程第9. 決議案第1号

### ○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第9、決議案第1号、福田浩中間市長に対する辞職勧告決議を議題といたします。提案理由の説明を求めます。蛙田忠行議員。

### ○議員（4番 蛙田 忠行君）

日本維新の会の蛙田です。決議案第1号、福田市長に対する辞職勧告決議を提案いたします。

なお、決議の朗読をもって提案理由といたしますので、よろしく願いをいたします。

福田浩中間市長に対する辞職勧告決議。中間市議会は、以下の理由により辞職を勧告する。

まず、冒頭に申し上げる。福田市長、度重なる失政によって、福田市政という砂上の楼閣が今や崩れ落ちようとしている。今、進むべき道は、虚心坦懐を胸に刻み、中間市民のために身を引かれることである。

1. 令和5年12月定例会にて、福田市長のハラスメント発言に対し、発言責任と身の処し方を問う辞職勧告決議が可決された。当然至極、福田市長自身が、市長としての発言の重み、発言の市政全体に与える影響を考慮されて然るべきである。

その後の行政運営姿勢や対応を今日に至るまでつぶさに確認、検証してきたが、全くもって市長としての責任の重さを自覚されておらず、自己批判の跡形すらも見受けられない。

よって、市政運営に重大な影響をもたらすクリティカルな状況があることは明白である。法の保護があるとはいえ、辞職勧告という極めて重い意志が示されたにも関わらず、その後の対応を見るにつけ、この間の福田市長の自分ほど正しいものはないと自惚れる唯我独尊の歩みは到底容認し難い。

2. 学校給食費無償化公約放棄の責任を問う。（1）学校給食費無償化公約を反故にした政治責任を問う。

平成29年6月の市長選挙に立候補された福田市長は、学校給食費無償化、市立病院の新規建替えを一丁目一番地の公約として選挙を戦われ、有権者の信任を得て中間市長とられた。

しかしながら、市長職就任後、速やかに公約実現のための政治努力をされるかと思いきや、どこで歯車が狂ったのか、公約は実現どころか遅々として進まず、市立病院に至っては建替えどころか廃院となったことは衆目の一致するところである。

福田市長は、これまでの議会における質問に対し、公約不履行の理由を、財政状況の認識不足があったこと、公約実現より財政の立て直しを優先政策として進めてきたことと公的発言をしてきたが、これこそ政治不信を招く失策ではなかったのか。政治的に言えば、市民の皆さんに対する債務不履行であり、いつまで債務を負い続けるのか。公約の実現と財政再建は相反関係にあらず、公約実現の為の財政再建を実行することが、政治家の矜持、

即ち誇りやプライドではないだろうか。本末転倒も甚だしい。

福田市長、姑息な理由を並べ立ててきた、その誇りやプライドもなかったと断言する。ましてや、その煽りを受けた市民の皆さんは、市政失速の被害者である。

福田市長、もはや市政を担う資格なしであり、潔く身を処し、辞職されるよう勧告するものである。

(2) 学校給食費無償化の請願を全員賛成した議会の総意を無視する福田市長の責任を問う。

2024年2月19日付請願第1号「学校給食の無償化継続を求める請願書」が、同年第1回定例会に、請願団体新日本婦人の会中間支部代表者吉田八重子氏より、3,220名の請願署名を添えて提案がなされ、同年3月8日の本会議において、議長を除く出席議員15名全員の賛成により採択されたことは記憶に新しいところである。

故に、当中間市議会は、この採択を通じて給食費の無償化継続及び完全無償化を支持し、子どもの食育と保護者の将来にわたる負担軽減を図ることにより、本市における教育の持続的な発展を目指すべきとの意思表示をしたものである。さらに、議員全員の共有された思いとして、早急な事業実施を確認したものである。

福田市長、さきの一般質問における答弁で、本市では学校給食費の無償化を含む様々な経済対策を検討していると言われたが、そもそも学校給食費無償化を経済対策のみと認識していること自体が根本的な間違いであり、そのような認識は、未来に継続する学校給食費無償化を語る資格なしであると言わざるを得ない。

百歩譲って経済対策のみを是認したとしても、既に国、県、各地方自治体が様々な経済対策を実施しているなかで、本市では、何故本定例会に経済対策のみとしての学校給食費補助が提案されなかったのか。しないことの方が便利として使われるのは、何もしないより悪質である。

詭弁を弄するのは終わりにして、議会無視の対応の責任を取るべきであり、辞職を強く勧告するものである。

(3) 学校給食費無償化の公約を掲げた政治家として、絶対にあってはならない発言の政治責任を問う。

福田市長、4月8日、学校給食費無償化の請願を出された新日本婦人の会中間支部の代表の方々と面談された。その面談の詳細について、代表の方が会話録を作成され、その会話録にあるまじき発言が記されている。少なくとも請願を出された団体の代表との面談であることを考慮すると、その団体が出された会話の独自記録の内容は、合理性があり疑う余地がなく、その信憑性は十二分にあるものと認識する。

ところが、福田市長、さきの一般質問の答弁で私的な場でのやりとりであるから控えるべきであると答弁された。市長室での請願団体の方々と会話はどうして私的な会話なのか、説得力のない手前勝手な解釈を答弁とされた。市長職の持つ公共性の自己否定ではな

いだろうか。

どの発言も極めて傲慢不遜なものであるが、公約について所見を述べた発言「私は、中間市の財政状況ではできないと言ったが、周りがこれは絶対に公約にすべきだ、できなくても掲げないとダメだと言われた。私が言ったのではない」とあるが、これこそ市政にかける思いが微塵もない発言と解するが、どうだろうか。全くもって何をか言わんやである。論ずるのも恥ずるものである。公約云々以前に市民を代表する資格無しであり、押し付け公約など論外である。

この押し付け公約発言は、公約は自己の政策判断で行っていない。関係者の提案により、従属的に受け入れ公約とした。故に公約の政策化責任は私にはないとの発言は、許し難い発言であり、即刻の辞職を求めるものである。

3. 本定例会一般質問において指摘を受けた、財政再建に関するメール、即ち他の自治体の財政再建の取組に「泣けた。中間市民よ、自覚しなさい」と配信されたメール、好意に解釈しようが、悪意に解釈しようが、表示された文字の持つ重みを全く理解せず、上から目線の市民を見下した文字表記は、本人の意思とは全く別物と見られる。ハラスメント発言も同様であったのではないか。どう詭弁を弄しても、言葉や文字は一人歩きすることすら理解しないその資質は、思慮の深さや誠実さが全く感じられない軽薄な行為であると断じるものである。

以上、市長としてあるまじき姿勢と対応の責任は極めて重く、即刻辞職すべきと勧告する。令和6年7月4日。以上です。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。阿部伊知雄議員。

○議員（11番 阿部伊知雄君）

決議案第1号、福田浩中間市長に対する辞職勧告決議について反対討論を行います。

福田市政については、財政状況の改善、介護保険料基準額の引下げ、市内商業施設の開設により、市の雰囲気明るくなったこと、これらもまた、福田市政の明確な成果です。

大事なことは、福田市政が、中間市をどう変化させ、それを市民がどう受け止めている

かということではないでしょうか。

市政については、様々な視点から検証し、総合的に判断する必要があります。

そして、市長に市政を任せるのか、任せないのか、最終的に判断するのは、市民の選挙により市民が判断することが一番望ましいと思う次第です。

今回の辞職勧告決議は、様々な市民の声を反映しているとは思えません。

また、円安の進行により、今後も続くであろうと予想される物価・燃油の高騰、大雨、台風シーズンに向けての災害対策。事実、今回の大雨でも、市内数か所で道路が冠水しています。さらに、学校再編、地域経済の活性化、少子高齢化対策など、中間市には課題が山積みしています。

このような状況の中で、市長不在の期間をつくることは、市民に大きな不安を与えることになるのではないのでしょうか。

したがって、決議案第1号、福田浩中間市長に対する辞職勧告決議に対しては反対いたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。田口澄雄議員。

○議員（6番 田口 澄雄君）

決議案第1号、福田浩中間市長に対する辞職勧告決議に対して、賛成意見を申し述べます。

今回出された辞職勧告決議で、最も感じるのは市長の公約に対する姿勢の問題です。

政治家たる者が、立候補に当たって有権者に対して出した選挙での市民への約束、つまり選挙公約は、そのことを実現するために、市長に立候補したという訴えであり、市民はその実現を信じ、期待して他の候補を退けて1票を投じたものです。

実際、当選後の最初の私の一般質問に対しても、1期目の任期4年以内に実施すると意気揚々と述べられていました。4年以内では、そのときの中学生は卒業してしまうので、極力早く、と私が迫ったことも記憶をしております。

ところが、1期目は何もしないまま、2期目には公約に挙げさえもしませんでした。再三の質問に、中間市の財政が余りにひどいことを知って、この再建が私の一番の責務であるという答弁を何回も繰り返してきました。

確かに、令和元年度の財政調整基金は1億3,000万円まで減り、貯金が底をついていたのは事実です。

しかし、平成16年度に172億円もあった地方債、つまり借金が、令和元年度には52億円、つまり15年間に120億円も返済をし、今の将来に向かっての借金は皆減、つまり何の負担の心配もないというのが、現在の中間市の財政のもう一つの側面です。

過度の借金返済のために貯金が減っただけというのが実際のところですが、市長は、盛んに財政調整基金の残金ばかりを強調してきましたが、この両面で判断すべきだったと思い

ます。

実際、それから中間市財政は、財政調整基金の猛烈なため込みが始まり、来年の予算では61億円、つまり国が示す中間市の標準財政規模の62%にもなる市となっています。

これは、全国では50%以上の市町村が全自治体の1.6%程度ですから、抜き出した財政規模の市ということになります。

もともと、国は10から20%程度のため込みの指導をしており、20%以内の市町村が全国で見ると、82%を占めていることから見ても、中間市のこの4年間の異常さが極端に目立ちます。

盛んにこのことを評価する向きもありますが、市民犠牲の上に築かれたこうした実績は、評価に値しません。むしろ功罪という点では、私は罪に当たると思います。

そうした中で、1億1,000万円の学校給食費の無償化や1,650万円の18歳未満の国保税の均等割の減免、あるいは子ども医療費完全無料化に必要な2,640万円の支出が、今の財政状況に照らして何も困難ということはありません。

少子化対策としては、即刻これは実施すべき課題であります。

また、他の施策にしても、これだけのため込みをやめれば、何も踏みとどまるべき理由はありません。むしろ県下でも近隣でも、福祉のトップモデル自治体としての評価を得られる、そうした自治体になれると確信いたします。

市長は、さきの小林議員の一般質問の答弁で、現在及び将来の市民の均衡を図る上でという言葉を使われました。

しかし、これでは今の市民は、市長を選びながら過去の市民の借金は返し終わりながら、将来に向かっては貯金貯金でさらに我慢を強いられることになります。

市長が責任を持つべきは、今から市民になる人たちだけではなく、むしろ今の市長を選んだ、この町で厳しさに耐えながら暮らしている今の市民なのではないでしょうか。

今回はもう一つ、中間市の新婦人の会の皆さんへの発言も許されない問題です。立候補前に、自分は学校給食費の無償化は公約にすべきではないと思っていたが、周りに言われて公約に上げたという、そうした趣旨のくだりであります。およそ市長選挙に際しての政治家の発言とは思えません。タレントなら他人のつくったセリフを読めばそれで済むのですが、政治家は自らの信念で言葉を発するのが職業です。

また、選挙に通るためには平気でうそをつく、こうしたことが公然と許されると思っているのでしょうか。

そうしたことを学校給食費の無償化を期待しながら、裏切られた親や子どもたちは、どう見ていると思っているのでしょうか。

市長は、さきの私の一般質問の答弁で、新婦人の会に対しての発言を私的な発言として答弁を差し控えるとのことで、否定もされませんでした。発言は事実であると認めたのと一緒であります。公的私的の前に、この発言自体が大問題です。とても市民生活を第一に

考えるべき市長の職にふさわしい態度とは思えません。はっきり言って、市長失格です。

即刻辞任することを求め、勧告決議の賛成意見といたします。

**○議長（中野 勝寛君）**

ほかに討論はありませんか。掛田るみ子議員。

**○議員（9番 掛田るみ子君）**

公明党の掛田るみ子です。福田浩中間市長に対する辞職勧告決議案に反対討論を行います。

令和4年9月議会、蛙田議員、山本議員、共産党の柴田議員の連名で、中間市財政運営基本条例が上程され、全会一致で可決しています。

条例の第3条には収入と支出の均衡を、第4条には財源の確保を掲げています。条文には、収入の範囲内で予算を執行し、新たな施策を実施するときには、翌年度以降の財政負担に留意し、安定的な財源の確保に努めなければならないとされています。家計を守る主婦目線では、至って当たり前のことです。

福田市長は、安定的な財源確保の見通しが立ち次第、給食費無償化を実現したいとしています。これは、中間市財政運営基本条例に即した良識的な判断であり、公約放棄をしているわけではないと思います。

仮に、福田市長が、次の選挙を見据え、ご自分の公約にこだわり、公約実現を第一に推し進めていたならば、中間市の財政は破綻していたのではないのでしょうか。

ご存じのように、前回の選挙前、市長は苦渋の決断で公約を撤回し、市立病院の廃院に踏み切りました。

市立病院は、退職した医師の補充ができず、収入は減少、累積赤字が増大し、銀行からの融資限度額に達しようとしていました。要するに、資金ショートで経営破綻の寸前でした。

中間市に財力があれば補充し、支えることもできたでしょうが、残念ながら、市の財政調整基金は1億3,000万円まで落ち込み、継続すれば、中間市も病院と共倒れしかねないような危機的な財政状況でした。

なぜ、そのような状況に追い込まれたのか、それは、収入が減ったにもかかわらず、支出の見直しができなかったからです。

そればかりか、高齢化などで福祉予算が膨らむ中、財源の見通しも立たないまま、政治的な判断のもと、新規の事業に手を出したりしていました。私ごとですが、議員としての責任も感じています。

しかしながら、あの時、市長が公約よりも中間市の財政を一番に考え、判断して下さったおかげで持ち直すことができました。

その結果、1億3,000万円まで落ち込んだ財政調整基金は56億円と、市政始まって以来の最高額を更新しています。将来負担比率は皆減となり、財政状況は安定していま

す。財政の再建は、福田市政の最大の成果です。

ほかにも、市の人口は、令和4年から転出人口により転入人口が超過しています。自然減では、人口は減っているものの、2014年の消滅可能性都市から、この度却することができました。

また、高齢化率は、県下26市で3番目に高いにもかかわらず、介護保険料の基準額は県平均を下回り、半数近くの自治体が値上げをする中で、中間市はひと月300円ほど下げることができました。

これは、市長自ら認知症カフェやいきいきサロンなどへ積極的に参加し、市民の活動を応援してきたことも影響しているのではないかと思います。

また、近年、中間市がメディアに取り上げられる機会がふえたのも、福田市長自らが広告塔になり知名度を上げてくださっているからにほかなりません。

今日の中間市があるのは、市長が政治家としての立場より、市政の根幹である財政を守るといふ首長としての責任ある決断を下し、中間市政を支える職員の涙ぐましい努力の賜物だと思っております。

改めまして、給食費無償化は、市長の公約であり、実現への強い思いがあるはずですが。それでも躊躇するのは、安定財源の見通しが立たないからであり、それは、中間市を二度と財政危機に陥らせてはならないとの首長としての強い責任感のあらわれであると思えます。

政治的判断としては、不服かもしれませんが、中間市財政運営基本条例を遵守し、良識的な判断をしているにすぎず、辞職勧告には当たらないものと判断いたします。

また、市長の発言にしても、メールにしても、辞職勧告として大きく取り上げるまでもないことと判断いたします。

以上のことから、決議案に反対いたします。

#### ○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。小林信一議員。

#### ○議員（1番 小林 信一君）

中間クラブの小林信一でございます。決議案第1号、福田浩中間市長に対する辞職勧告決議に賛成する討論をさせていただきます。

今回、大きく3点にわたって、福田市長の市長としての適格性を欠くと、中間市の政治の最高責任者としての資質に欠けるということが論じられておろうかと思います。

中間市の財政再建に当たりましては、V字回復という言葉がよく使われておったかと思えます。そういったことに関連して、福田市長が、あるテレビ番組の放映を見たときに、いろんな方に「泣けた。中間市民よ、自覚しなさい」、こういうメールを——ショートメールですか、配信されておったかと思うわけです。私もこれを目にするところがあったんですが、私も一中間市民です。島根県隠岐の島、海士町だったと思えますね、名前が。

ここの財政再建の取組を見られて、「泣けた。中間市民よ、自覚しなさい」——何を私は自覚したらよかったんでしょうか、この言葉を聞いて。

この「自覚しなさい」という言葉のシーン、これは政治の最高責任者にあたる市長たる方が、市民に対して発している言葉だろうか、そのことを強く感じました。

先ほども、市長の実績を述べられた面がありますが、市民の声を聞いておられますと、あれもカット、これもカット、いろんなものを補助金やら事業の縮小やらカットすること、削減することで、それをため込んだんではないか。こういう声を私はたくさん聞くわけです。

市長が、現実問題何をされたのか、そういったところから振り返っていきますと、市長にこれ以上中間市の政治を預ける、そういう気持ちにはなれないんです。

過去、市長が2期目当選されたときに、私は、中間市が財政的に厳しい状況にあるということ、よくよく承知しておりました。

そのときに、市長に、この議場で一般質問の形で、豊前市の例を挙げました。新聞報道されてました。豊前市では、市長が先頭に立って給与の10%削減、市の三役に当たる副市長あるいは教育長あたりも5%の削減をする。少しでも財政の支出を政治の執行に当たる役職にある者が自ら身を律するといいますか、そうして財政再建に努めたい、そういう話をさせていただきました。

そのとき、市長はこう言われました。豊前の市長と顔見知りですと、知ってますと。後でよく、どういうふうなものかお聞きしますというふうな回答をされました。そして、この言葉が100%適切かどうか分かりませんが、私は、何かいろいろ頑張ってますと、もっと、もっとですよ、今の報酬というんですか、それを上げてもらいたいぐらいですと、こういうことまで言われた。

この島根県のこの町の取組、これは確かに市長さんが5割カットされた、議会もやった、町の職員さん方もやった、そういった財政再建の動きを見て、町民の方々も、自分たちも何ができるのか、そういったことをベースに、寄附行為に入られたわけですね。

そういった面と合わせて、この町は何をしてたかといいますと、人が住むまちづくり、これをやってたわけです。

ただ何かの予算を削って、それで予算の帳尻を合わせる、そういう動きじゃないんです。まちづくりの柱には、ここも高校がなくなる予定だったんです、生徒数が減るから。島にいた若者はどんどん出ていきます。外からどうやって人を呼び込むか、若い世代にこの島に来てもらう、そのためのまちづくり。小さな島の産業というのは漁業ですから、漁業という職種を生かして、そして産業の振興を図って、海産物のブランド化ですよ、こういったものを取り組んでいったんです。総合的に財政の再建、立て直しができました。

先ほどから出ておられます、中間市は、地域に何がどう産業の育成があって、それが定着しているのか。外から人が入ってくるだけのまちづくり、どこまでできているのか。

そういう状況の中で、中間市民に自覚を求める市長の姿、これは到底理解できません。  
先ほど言いました、市民の一人である私も市長がこんなことやった、あんなことやった、  
こういうことをしてくれてる、市長のやってることを評価せと言われていいのか、何を求  
めてる言葉か、そういったことすら考えております。

2期目の選挙のときも、立候補されたとき、ここで質問しましたね。選挙公約はと聞い  
たら、あれは討議資料を配っただけです。そう答えていただきました。

その方が中間市政を操作している、操っている、手綱を握っている、これは許されるこ  
とではなかろうというふうに思います。

そういったことを含めまして、市民に、市長たるべき者が自覚を求めるような発言を平  
気でする、そういった市長の資質に、私は即刻退いていただきたい、こういう思いでいっ  
ぱいでおります。

よって、この案に賛成の立場を表明させていただきます。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結します。

これより決議案第1号、福田浩中間市長に対する辞職勧告決議を起立により採決いたし  
ます。

本決議案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（中野 勝寛君）

起立多数であります。よって決議案第1号は可決されました。

---

### 日程第10. 会議録署名議員の指名

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第10、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、小林信一議  
員及び井上太一議員を指名いたします。

○議長（中野 勝寛君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

よって、令和6年第2回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前11時26分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長            中 野 勝 寛

議 員            小 林 信 一

議 員            井 上 太 一